

業務説明資料

1 件名

図書サービスへのアクセス性向上に向けた調査委託

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

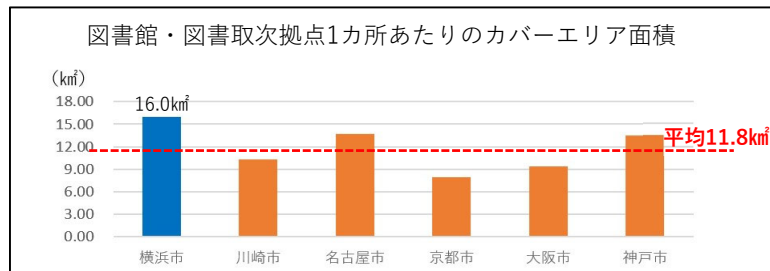
横浜市内

4 業務の背景

横浜市の市立図書館及び図書取次拠点は他都市に比べ、1つの施設がカバーするエリアが広く、市民にとって図書サービスを身近に感じにくい状況にある。「横浜市図書館ビジョン」の策定に向けた市民意見募集においても、図書館数の増、図書取次拠点の設置などアクセス性の向上を求めるとの意見は、全637件のうち132件と20%に上った。

この「横浜市図書館ビジョン」をうけ、令和6年12月に「今後の市立図書館再整備の方向性」を示したところである。この方向性では、多くの市民が図書サービスをより身近に感じられるよう、図書取次拠点設置の考え方の柔軟化を検討するとし、交通結節点や商業施設に加え、地区センターなど市民により身近な施設との連携を市域全体で進め、図書取次拠点を設置することを検討する、としている。

【参考：図書館・図書取次拠点1か所あたりのカバーエリア面積現状（R6調査参考）】



(各都市の人口集中地区(DID[※])面積を図書サービスの拠点数で除して算出)

(市域全体の傾向を比較するため、青葉区のみで実施している図書取次拠点を除く)

※ 都市の市街地の規模を示す指標。人口密度が4,000人/km²以上の区域（国勢調査の基本単位区）が隣接し、人口が5,000人以上となる区域。

5 業務の目的

本の貸出し等基本的なサービスの身近な場所での提供に向けて、地区センターなど市民に身近な施設を活用した図書取次の拠点となる施設（以下、「図書取次拠点」という。）の設置の水準と規模について、利便性、物流への影響や費用対効果等の観点から総合的に検討する。

6 業務内容

上記4、5を踏まえ、調査・分析を行い、地区センターなど市民に身近な施設を活用した図書取次拠点の設置数とその配置等について提案する。今回の調査結果や知見に基づく受託者の積極的な提案を期待する。本市の「横浜市図書館ビジョン」※1（令和6年3月策定）、「今後の市立図書館再整備の方向性」※2（令和6年12月公表）に目を通しておくこと。

※1：横浜市図書館ビジョン

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/libvision.html#07FC3>

※2：今後の再整備の方向性

<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/katsudo/r6/JohninKokyoR06.files/J-KK-20241212-ky-41.pdf>

(1) プロット図の作成

次の条件を満たすようにプロット図を描き、円の数を算出する。

<作成の流れ>

- ① 地図上に、既存の横浜市立図書館18館※3（以下「図書館」という。）及び図書取次拠点11か所※4の位置及びそれらを中心とする円を配置する。なお、図書館は半径2kmの円を配置する。図書取次拠点については、1km、1.5km、2kmの半径の円で覆うものとし、計3種のプロット図を作成する。
- ② 地図上に、本市の全地区センター※5の位置及びそれらを中心とした円を配置する。円の半径は①と同様とし、3種のプロット図を作成する。
- ③ ①と②を重ねたプロット図を作成する（1km、1.5km、2kmの3種）。①と②で円が重なる部分については、①を優先することとし、②で配置した地区センターは除外する。その上で地区センターを中心とする円の数をカウントする。
- ④ ③のプロット図に、行政サービスコーナー※6を配置したプロット図を作成する。

※3：市立図書館18館

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/tshokan/ichiran.html>

※4：図書取次所11か所

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/guide/tosho-toritsugi.html>

※5：地区センター

<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/shimin/chikucenter/all.php>

※6：行政サービスコーナー

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/shoumei/gsc.html>

(2) 図書取次拠点の現状調査

ア 対象

令和7年1月時点でサービスを提供している、以下の11か所とする。

港南台図書取次所、二俣川図書取次所、日吉図書取次所、東戸塚図書取次所、
美しが丘西地区センター、大場みすずが丘地区センター、奈良地区センター、
藤が丘地区センター、若草台地区センター、田奈ステーション、
青葉台コミュニティハウス

イ 統計分析

(ア) 図書館情報システム、地区センター等市民利用施設に関する既存統計情報を整理・分析する。(貸出冊数、利用者数等)

(イ) アンケート調査

アで掲げた、11か所の図書取次拠点の利用者について、年代、居住地、交通手段、利用頻度、返却場所、来場前後の動き、電子書籍利用意向等を調査する。受託者はアンケート設計、アンケート票の作成・印刷、結果集計を行う。なお、対象施設におけるアンケート調査の実施(現場での設置、配布、声掛け、回収等)は本業務に含まない。

(ウ) 考察・提案

6(2)イを踏まえ、図書取次拠点の利用傾向、利用が多い、もしくは少ない要因及びニーズ等を考察する。

あわせて、より多くの市民に利用してもらうための図書取次拠点の設置場所の条件も提案する。

(3) 市民利用施設に関する調査

市民利用施設を図書取次拠点として活用する可能性を検討する。

ア 利用実態の把握

調査の対象は地区センター及び行政サービスコーナーとする。

利用者数、貸出冊数、搬入スペースなど基礎的な情報を机上調査により整理する。また利用者数の多い施設5館程度について、現地視察と管理運営者へのヒアリング調査を実施する。

イ システムの導入に係る概算費用(本市提供)

6(1)でプロットした図書取次拠点を図書館情報システムに連携した場合のシステム改修に係る概算費用は、本市が提供する。

ウ 施設改修に係る検討

6(1)でプロットした図書取次拠点を市立図書館の物流と接続する場合に、図書取次拠点側において施設改修の必要性の有無について、調査・検討する。調査手法(現地調査、アンケート、ヒアリング)については、事業者からの提案とする。

改修が必要な場合は、面積及び機器等改修費用の概算を算出する。なお、本調査では、ICタグを用いた貸出・返却等の機器の設置は行わないものとして算出すること。

エ 貸出冊数の増加に関する検討

6(1)でプロットした新たな図書取次拠点の貸出冊数について、既存の市立図書館及び図書取次拠点の貸出冊数等を元に予測する。

(4) 物流への影響調査

図書取次拠点の増加に伴う物流量への影響、物流網（物流拠点配置・ルート等）の配置の試算及び費用の概算を算出する。

ア 物流量の検討

6(1)～(3)を踏まえ、図書取次拠点を増設した場合の物流量の増加を検討する。

イ 物流網の検討

物流量が増加した場合に効率的と考えられる物流網（物流拠点配置、ルート、頻度等）を複数パターン検討すること。なお、検討にあたっては、市民の利便性、物流量及び物流量の変化への対応、費用対効果等の観点を持つことに加え、将来の労働人口の減も加味し、事業の持続可能性に留意すること。

ウ 物流の拠点規模の検討

複数パターンの各物流拠点（図書館及び図書取次拠点）について、搬出入量と必要となる規模を検討する。

エ 概算算出

6(4)ア～ウを踏まえ、経費の概算を算出する。

(5) 図書取次拠点配置に関する検討

6(1)～(4)および他の政令市等の図書取次拠点等の設置状況も参考に、図書取次拠点の適切な配置の水準と規模について検討する。人口集中地帯も念頭に検討する。

(6) 報告書の作成

ア 進捗報告

報告書は委託者の求めに応じて、定期的に進捗について報告すること。

イ 中間報告書

令和7年5月末までに6(1)のプロット図を提出すること。

令和7年8月末までにシステム経費、物流経費を踏まえた試算を提出すること。

令和7年9月末までに施設の調査報告書を提出すること。

令和7年10月末までに、中間報告書を提出すること。

ウ 最終報告書

令和8年3月末までに提出すること。

7 成果品

次の成果物をそれぞれ納品すること。

(1) 中間報告書

(2) 最終報告書

納品形式は、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかとする。

最終成果物として、上記のデータ一式をDVD-R等で履行期限日である令和8年3月31

日までに提出すること。

8 業務進行上の注意

- (1) 受託者は、委託者と密接に連携し、効率的な業務の進行に努めなければならない。
- (2) 委託期間中、詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、都度、委託者と協議を行い、その結果を書面にてまとめ、委託者の指示又は承認を受けることとする。
- (3) 委託者は必要に応じて業務内容を変更できることとし、この場合、委託者と受託者とは協議して定めるものとする。
- (4) 本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典等は全て明確にしておくこと。本業務に関して必要となる備品類等は受託者が準備すること。
- (5) 本業務に関するデータは原則として委託者に帰属する。
- (6) 受託者は、事前に本市から承諾を得た場合を除き、本業務に関する情報を業務委託以外の目的に利用したり、第三者に開示もしくは漏洩しないものとする。
- (7) 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て委託者に帰属する。
- (8) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を、従前から受託者又は第三者に帰属する著作権を除き、当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (10) 本業務を履行するに際し、行政サービスの品質を維持し、法令遵守を徹底するものとする。
- (11) 本業務を履行するに際し、ウェブ会議の開催等柔軟に対応すること。
- (12) 本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は業務従事後も当該業務に従事していたすべての従事者に遵守させること。また、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

9 その他

契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守すること。

【参考：市立図書館の図書館資料等運搬業務の状況】※「図書館資料等運搬業務委託仕様書」参考

●業務実施時期

4月1日から3月31日までの毎週月曜日から土曜日の8時45分から17時15分まで。ただし、「国民の祝日」「年末年始」等、あらかじめ指定した日は除く。祝日であっても運行する場合がありますため、「運行日予定」を必ず確認すること。

●使用車種想定及び積載予定量

①基本想定（戸塚、南、磯子図書館を含まないコースに適用）

想定車種：2トン積み標準(ショート)ボディパネルトラック

高さ制限：2.8m

積載予定量：縦53cm、横36cm、高さ20cmのコンテナの場合で、最大計90箱

②戸塚図書館、南図書館、磯子図書館を含むコース

想定車種：1トン積み以上の幌付きトラックまたはライトバンロング

高さ制限：2.2m

積載予定量：縦53cm、横36cm、高さ20cmのコンテナの場合で、最大計60箱

●車両台数 ※いずれも令和6年度想定

4月：155台、5月：160台、6月：154台、7月161台、8月：160台、9月143台、
10月：160台、11月：155台、12月：148台、1月：143台、2月：137台、3月：156台

●想定する上限箱数

一日に一施設から配送に出る書籍、図書資料及び物品等の量は各施設により異なる。（別紙1「図書館資料等集配巡回コース」を参照。）

縦53cm、横36cm、高さ20cmのコンテナの場合で、山内図書館や都筑図書館は35～45箱程度、その他の図書館は20～30箱程度である。運休日の翌日は量が多くなる。

なお、取扱量は予測できないため、いずれの場合もおよその量である。

参考例（過年度実績に基づく山内、都筑、神奈川図書館のコースでの1日の搬出入箱数想定）

【搬出入箱数イメージ】

	午前				午後		
施設	山内	都筑	神奈川	中央	神奈川	都筑	山内
集荷	48	40	18	90	8	7	—
配荷	—	8	8	90	21	33	51